

平成 17 年 3 月

財 政 健 全 化 へ の 基 本 方 策

神 奈 川 県

目 次

はじめに

これまでの取組み

1 「財政健全化の指針」における対策と財源確保の状況	1
2 「財政健全化の指針」の目標への取組み状況	4
中期財政見通し(平成 17～21 年度)	7
この「基本方策」の目指すもの	9

財政健全化の具体的方策

1 本県が独自に取り組む方策	11
2 地方税財政制度改革等の実現による方策	19
3 財源確保見込み額	23

おわりに	25
------------	----

別紙 平成 17 年度当初予算における財源確保の状況
用語の説明

【「財政健全化への基本方策」の位置づけ】

平成 12 年 3 月に策定した「財政健全化の指針」では、これを財政運営の一つの「ものさし」と位置づけ、具体の取組みは毎年度の予算編成方針で示しながら「財政の土台」を築くことを目指してきました。

この「財政健全化への基本方策」では、これまでの「財政健全化の指針」による成果を「土台」としながら、今後 5 年間の取組みについて、毎年度の方策を明確化することに主眼を置き、取組みに具体性をもたせて、着実に実行することで真の財政健全化が実現するよう、道筋を示しています。

はじめに

本県では、平成10年度に23年ぶりの赤字団体となったことを契機として、平成12年3月に12年度から16年度までの5年間を対象とした「財政健全化の指針」を策定し、17年度以降、無理のない財政運営で持続的に収支が均衡するよう「財政の土台」を築くことを目指して取り組んできました。

以来、赤字団体に転落することなく財政運営を続けてくることができましたが、これは、職員数の削減や給与費の抑制など、全庁をあげて徹底的な行財政改革の努力を積み重ねるとともに、様々な工夫で臨時的な財源を確保してきたことなどによるところが大きく、不安定な税収構造や義務的経費の比率が高いといった根本的な課題の解決には至っていません。したがって、本県の財政基盤は依然として脆弱であり、構造的な赤字体質にあると言わざるを得ない実状にあります。

こうした中で、本県の今後5年間の財政収支を見通しますと、歳入総額が好転しない一方で、19年度から退職手当が急増するとともに、公債費と介護・措置・医療関係費の増加傾向も続くことから、義務的経費が大幅に増加することは確実であります。その結果発生する財源不足額は、これまでも財源不足に対応するため、あらゆる対策を講じてきたことを踏まえますと、容易に解消できる額ではありません。

一方、現在進められている「三位一体の改革」は、税源移譲を前提として、地方公共団体の権限と責任を拡大し、歳入・歳出両面での地方公共団体の自由度を高めることで、より地域の実態や住民ニーズを反映した施策展開を図ることを目的とするものであります。

これまでの改革により、税源移譲への一定の道筋がついたことも事実ですが、多くの課題が先送りされるとともに、地方が求めてもいなかった国民健康保険制度に都道府県負担が導入されるなど、その内容は真の地方分権改革とはかけ離れた結果となりました。

したがって、今一度、国に対し改革の軌道修正を強く求める必要があり、その上で19年度以降の「三位一体の改革」の新たな動きに合わせて、改めて本県の財政見直しを見直す必要性が出ることも想定されるところであります。

さらには、今回の策定期間中の財源不足を賄っても、本県の財政構造の根本的な課題を解決しない限り、今後とも財源不足に悩まされるのは必定であります。また、期間終了後を展望すると、いわゆる団塊の世代の加齢に伴う社会の高齢化が急速に進み、ますます財政需要は増加していくことが想定されます。

したがって、「財政健全化の指針」と合わせると10年間の長きにわたる取組みとなりますが、今回の「基本方策」に基づき、何とせよ、今後5年間で本県財政の構造改善を図り、真の財政健全化を成し遂げる必要があると考えています。

平成17年3月

神奈川県知事 松沢 成文

これまでの取組み

1 「財政健全化の指針」における対策と財源確保の状況

(1) 財源確保の状況

平成12年3月に策定した「財政健全化の指針」では、12年度から16年度までの5年間で1兆150億円もの財源不足が発生すると見込まれましたが、「本県独自の対策」を中心に、財源不足額の全額を確保することができました。

< 本県独自の対策 > (財源確保目標額 5,250億円 財源確保額 9,543億円)

歳出面では、一般施策経費や人件費の抑制により、また、歳入面では、リースバックなどの臨時的な財源や本県独自に臨時特例企業税を創設するなど、歳入歳出両面からの取組みにより財源を確保しました。

- ・ 「一般施策経費の抑制」では、既定事業の見直しなどの抑制策に取り組み、目標額を大幅に上回る財源を確保しました。

(財源確保目標額 900億円 財源確保額 2,207億円)

- ・ 「人件費の抑制」では、平成12年度から給料・調整手当及び管理職手当の減額を継続して実施してきたほか、期末・勤勉手当や知事部局職員数の削減等に積極的に取り組み、財源確保の中心的な役割を果たしました。

(財源確保目標額 1,200億円 財源確保額 3,682億円)

- ・ 「公債費の抑制」では、「漸減方針」に沿って県債の新規発行を抑制してきたほか、銀行等引受債の償還積立率を抑制したこと等により、目標額を大きく超えて財源を確保しました。

(財源確保目標額 1,800億円 財源確保額 2,400億円)

- ・ 「自主財源の確保」では、臨時特例企業税を創設したほか、不動産売却、リースバックや貸付債権の活用・資金化など、工夫を凝らした手法により目標額のほとんどを確保しました。

(財源確保目標額 1,350億円 財源確保額 1,254億円)

< 地方税財政制度の改革 > (財源確保目標額 4,900億円 財源確保額 - 億円)

「地方税財政制度の改革」については、具体的な財源確保にまでは至りませんでしたが、「財政健全化の指針」により、財政健全化の実現には、地方税財政制度の抜本的な改革が不可欠であることを示して、国に対し、積極的に税源移譲の早期実現や外形標準課税の導入等を働きかけてきました。

その結果、本県が先駆けて掲げた法人事業税の「外形標準課税」が地方税制度の改正により一部導入され、法人関係税の安定化に寄与することとなりました。

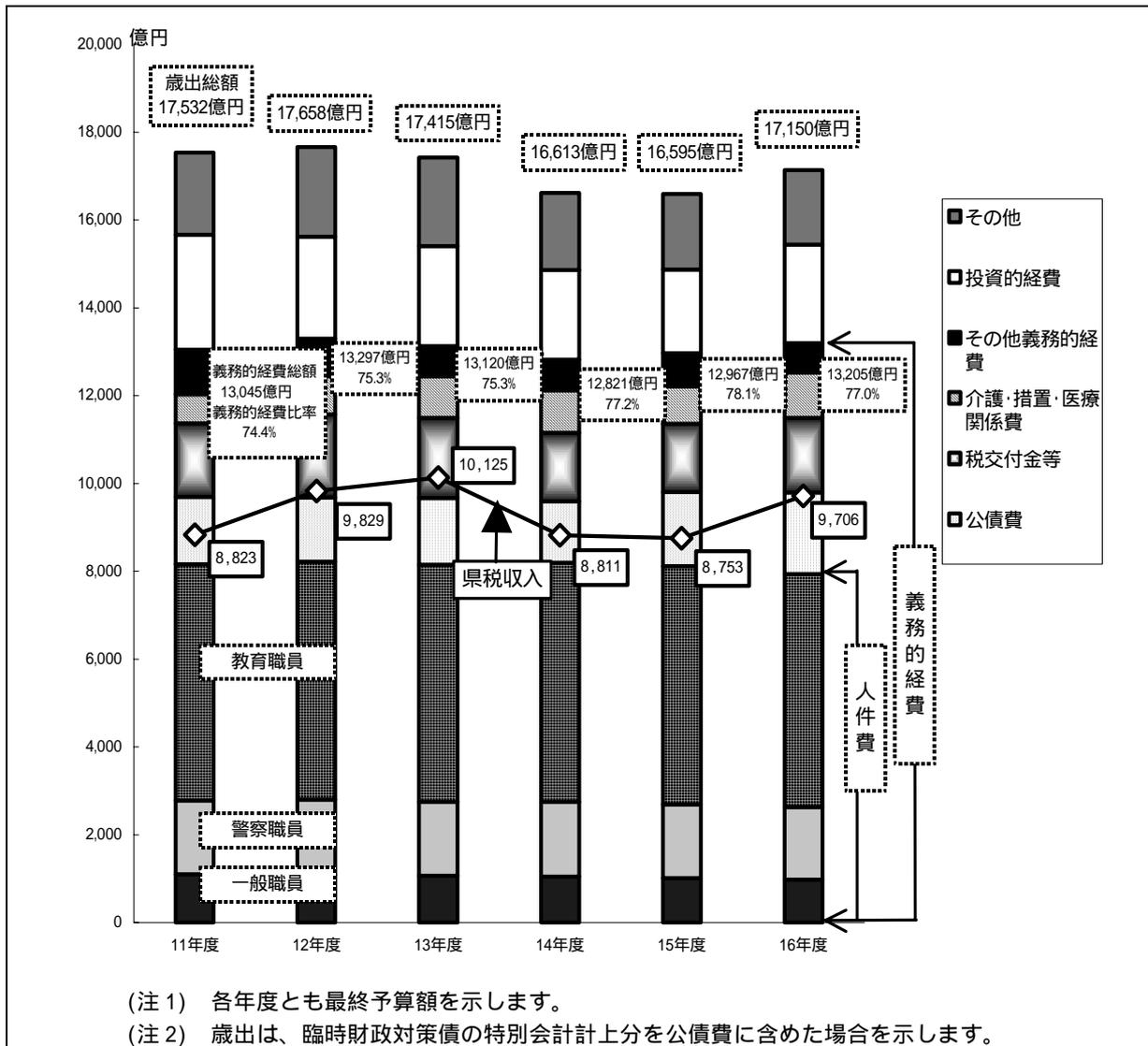
また、現在進められている「三位一体の改革」において、本県が要望してきた個人住民税による税源移譲への取組みが始まるなど、更なる成果も期待できる状況となっています。

「財政健全化の指針」の財源確保の状況(平成12～16年度)

(単位：億円)

項 目	財源確保 目 標 額	財 源 確 保 額	期間中の主な取組み
一般施策経費の抑制	900	2,207	<ul style="list-style-type: none"> ・既定事業の見直し 1,380 ・県単土木事業費の抑制 765 ・内部管理経費の節減 62
人件費の抑制	1,200	3,682	<ul style="list-style-type: none"> ・給料及び調整手当の減額 552(2%、 4%) ・管理職手当の減額 10(5%) ・期末・勤勉手当の削減 1,253(0.85月) ・知事部局職員数の削減 215(1,280人) ・高年齢層職員の昇給停止 30
公債費の抑制	1,800	2,400	<ul style="list-style-type: none"> ・県債の新規発行の抑制 307 ・借入時期の見直し等 393 ・銀行等引受債の償還積立率の抑制 1,656 (6%積立 1.6%積立)
歳出の抑制 計	3,900	8,289	
自主財源の確保	1,350	1,254	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産売却・リースバック 335 ・貸付債権の活用・資金化 335 ・企業会計繰入金 98 ・臨時特例企業税の創設 204
本県独自の対策 計	5,250	9,543	
地方税財政制度の改革 計	4,900	-	<ul style="list-style-type: none"> ・外形標準課税の一部導入 ・個人所得課税による税源移譲に向けた取組み
その他の変動要素	-	607	<ul style="list-style-type: none"> ・県税収入の増減 ・地方交付税の増減 等
財源確保額 合計	10,150	10,150	

一般会計予算額の推移



主な指標

(単位：億円、%)

区 分	11年度最終	12年度最終	13年度最終	14年度最終	15年度最終	16年度最終	
歳 出	歳 出 総 額	17,532	17,658	17,415	16,613	16,595	17,150
	義 務 的 経 費	13,045	13,297	13,120	12,821	12,967	13,205
	人 件 費	8,165	8,221	8,143	8,188	8,120	7,944
	公 債 費	1,525	1,461	1,521	1,393	1,679	1,865
	義務的経費比率	74.4	75.3	75.3	77.2	78.1	77.0
	政策的経費	4,487	4,361	4,295	3,792	3,628	3,945
歳 入	県 税 収 入	8,823	9,829	10,125	8,811	8,753	9,706
	地 方 交 付 税	2,391	2,564	1,619	1,472	1,619	1,496
	国 庫 支 出 金	2,960	2,837	2,927	2,647	2,436	2,326
	一 般 財 源 比 率	64.8	71.0	68.4	62.9	64.1	68.3
	県 債	1,828	1,509	(1,686)	(2,074)	(2,768)	(2,362)
	県 債 依 存 度	10.4	8.5	<8.2>	<9.5>	<8.9>	<8.4>

(注1) 歳出は、臨時財政対策債の特別会計上分を公債費に含めた場合を示します。

(注2) 県債の()は臨時財政対策債を含めた場合で、県債依存度の< >は臨時財政対策債を除いた場合を示します。

2 「財政健全化の指針」の目標への取組み状況

「財政健全化の指針」で目指したもの

年度ごとに財政収支の均衡を目指す。

(当面の赤字を早期に解消し、以降新たな赤字は発生させない。)

「財政健全化の指針」対象期間終了後の平成 17 年度以降、税収が 2 % 程度の伸長を続けた場合に、無理のない財政運営で持続的に収支が均衡する財政体質となるよう、対象期間の最終年度である平成 16 年度までに財政の土台を築く。

また、経済環境の変化に弾力的に対応できる財政体質を目指して、できる限り基金の造成を図る。

県税収入を中心とした通常の収入に見合った、いわゆる「身の丈にあった予算規模」の実現を目指す。

上記の 3 点を基本的な目標として、この 5 年間、様々な対策を講じてきましたが、その取組みの状況と財政健全化に向けた課題については、次のとおりとなっています。

〔 財政収支の均衡 〕

「財政健全化の指針」を策定した 12 年度以降は、歳入・歳出両面からの様々な取組みにより「新たな赤字を発生」させることなく、財政運営を行ってきており、年度当初には財源不足を抱えながらも、最終的には「年度ごとに財政収支を均衡」させた上で、さらにどうにか決算黒字も維持してきています。

(単位：億円)

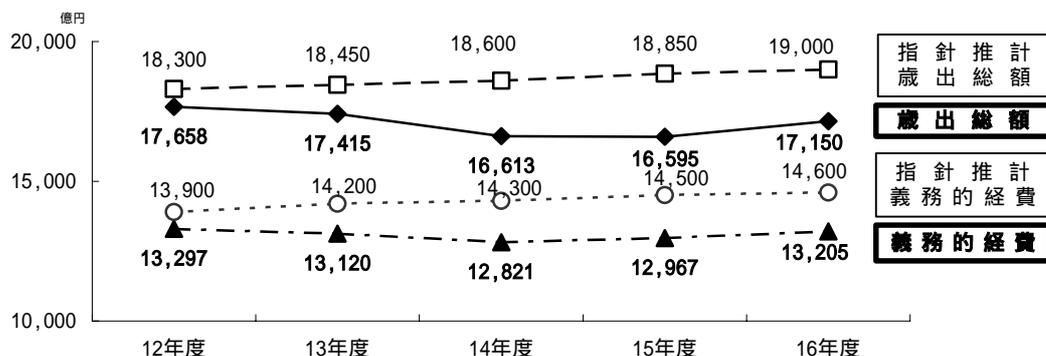
区 分	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
実 質 収 支	40	32	45	63	黒字見込み

〔 財政の土台 〕

「平成 17 年度以降、税収が 2 % 程度の伸長を続けた場合に、無理のない財政運営ができる『財政の土台』を築く」ことについては、一定の成果をあげることができたと考えています。

それは、歳出面では、12 年度以降、施策・事業の見直しに加え、職員数の削減や給与費の抑制に取り組み、警察官や教職員が増員となる中であっても、人件費総額の抑制を達成することができたこと、県債の発行を極力抑制し、公債費の伸びを抑えてきたことなどから、「財政健全化の指針」で想定していた歳出規模より、実際の予算は相当に低く抑えることができ、今後抑制基調の歳出が可能となる「土台」を一定程度築けたことによります。

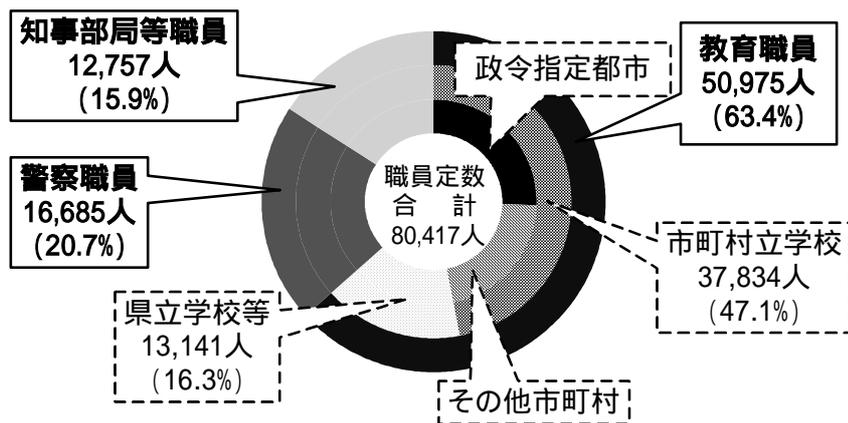
「財政健全化の指針」での推計額と予算額との比較



(注) 歳出総額、義務的経費は、各年度とも最終予算額であり、臨時財政対策債の特別会計上分を含めた場合を示します。

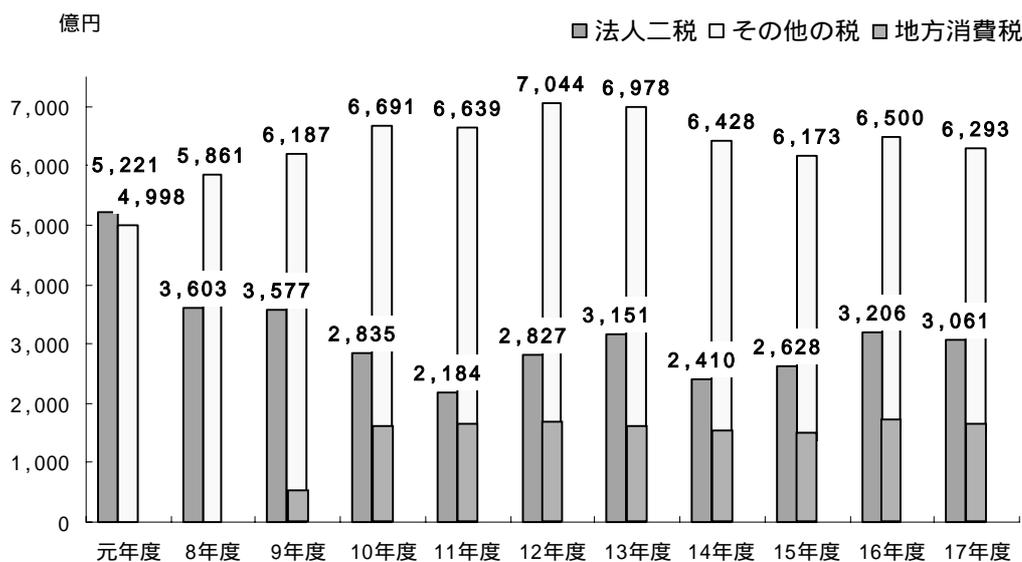
しかし、こうした努力にもかかわらず、歳出総額に占める義務的経費の比率は依然として高水準にあります。その大きな要因として、本県は、政令指定都市を2市抱えているという特徴があります。政令指定都市が道路整備や児童相談所の設置などの福祉施策を担う一方で、県では法令に基づき、多くの人口に見合って多くの警察官や教職員を配置し、その人件費を県が負担しなくてはならないことから、歳出に占める義務的な経費の割合が高くなり、極めて柔軟性を欠いた歳出構造となっています。

神奈川県職員条例定数（平成17年4月1日現在）



また、歳入面では、本県歳入の大宗を占める県税収入が法人二税（事業税及び県民税）を主力としているため、景気に左右され、県税収入額が大きく増減することから、安定的に伸長する歳入予算が確保できない状況となっています。

法人二税等の推移

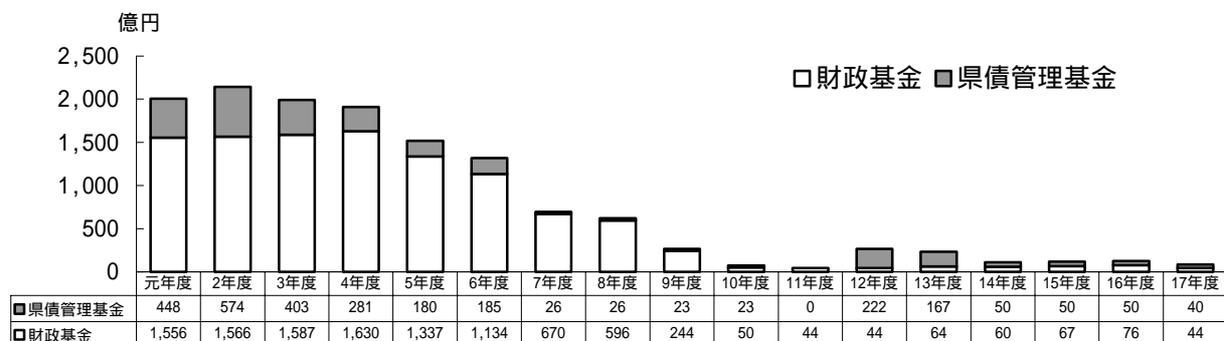


(注1) 平成15年度以前は決算額、16年度は最終予算額、17年度は当初予算額を示します。

(注2) 地方消費税は、その他の税の内数です。

「経済環境の変化に対応するための基金造成」についても、基金は現在底をついている状況にあり、一定の基金造成は今後の課題となっています。

基金の状況



(注) 平成15年度以前は決算額、16年度は最終予算額、17年度は当初予算額を示します。

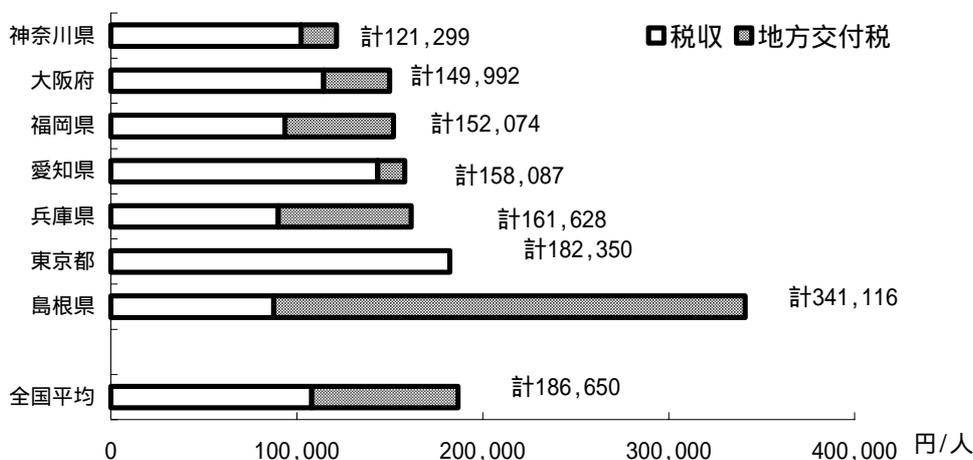
〔身の丈にあった予算規模〕

「県税を中心とした通常の入に見合った歳出規模の実現」については、毎年度、臨時的な歳入と臨時財政対策債により、どうにか財政運営を行ってきており、実現にはほど遠い状況にあります。

その要因としては、歳出に占める義務的な経費の割合が高いにもかかわらず、本県の人口一人当たりの県税収入と地方交付税の合計額が都道府県の中で最下位であるなど、財政需要に見合う十分な一般財源を措置できないといった事情が挙げられます。

このことは、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率が、全国でも2番目に高く、硬直化が進んでいるということにも端的に表れています(経常収支比率 神奈川県: 95.7 全国平均: 89.1 平成15年度普通会計決算)。

県民一人当たりの税収及び地方交付税の合計



(注) 「平成15年度都道府県財政指数表」より

中期財政見通し(平成 17～21 年度)

ここに示す「中期財政見通し」は、平成 17 年度当初予算をベースとして、下記の前提条件のもとに、本県の財政収支が今後どのように推移するか、現時点で見込める 17・18 年度の「三位一体の改革」の内容を織り込んで推計しました。

推計の前提条件

・ 歳 入

区 分	主 な 前 提 条 件
県 税	<ul style="list-style-type: none"> 「構造改革と経済財政の中期展望-2004 改定」に記載された名目経済成長率を前提として見込む。 法人二税の超過課税は、現行の適用期限(17 年 10 月)までを見込む。 18 年度税制改正において個人住民税所得割の税率が 10%(うち 3%が県税)にフラット化されるものとして見込む。 個人県民税は定率減税が 19 年度に廃止されるものとして見込む。
地 方 交 付 税	政府・与党合意により 17・18 年度については、地方税・地方交付税等の地方の所要一般財源の総額を確保することとされたため、地方財政対策の方針及び県税収入の伸び等を勘案して推計。
県 債	<ul style="list-style-type: none"> 18 年度以降は、当面の目標である 1,400 億円を限度として見込む。
そ の 一 般 財 源	<ul style="list-style-type: none"> 減税補てん特例交付金：定率減税廃止の影響を織り込む。 税源移譲予定特例交付金：17・18 年度は「国庫補助負担金の改革」で示された義務教育費国庫負担金の削減額の 10/10 が措置されるものとして見込む。19 年度以降は、税源移譲されるため、廃止と見込む。
	<ul style="list-style-type: none"> 地方譲与税：所得譲与税は、17・18 年度の「国庫補助負担金の改革」で示された税源移譲の対象となる国庫補助負担金削減額のうち、法令義務は 10/10、奨励補助は 8/10 が措置されるものとして見込む。
他 国 庫 支 出 金 等	<ul style="list-style-type: none"> 国庫支出金などの特定財源は、歳出の増減に連動させて推計。ただし、17・18 年度の「国庫補助負担金の改革」のうち、税源移譲の対象外である廃止・補助率の見直し及び交付金化による影響については、現在のところ不明であることからその影響は原則として見込まない。

・ 歳 出

区 分	主 な 前 提 条 件
義 務 的 経 費	<ul style="list-style-type: none"> 職員定数：一般職員の増減は見込まない。 教育職員は、児童・生徒数の自然増減に伴う増減等を見込む。 警察職員は警察官、非常勤職員の計画増を見込む。 給与改定：見込まない。 退職手当：現在の年齢構成から定年退職者の増減を見込むとともに、勧奨退職者及び自己都合退職者の増減を加味して推計。
	<ul style="list-style-type: none"> 償還積立率は、市場公募債 6%ベース、銀行等引受債 1.6%ベースで推計。 臨時財政対策債は、18 年度まで公債管理特別会計で 750 億円の発行を見込み、19 年度以降も同様の措置が講じられるべきものとして見込む。
	<ul style="list-style-type: none"> 介護・措置・医療関係費 近年の増加傾向を踏まえて推計。 県負担が導入された国民健康保険制度関係の影響も見込む。
	<ul style="list-style-type: none"> その他 税交付金等は県税に連動し推計。
政 策 的 経 費	<ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度当初予算の調整状況を踏まえて、推計。
「三位一体の改革」	<ul style="list-style-type: none"> 税源移譲の対象となる「国庫補助負担金の改革」については、17・18 年度の影響を見込む。 税源移譲の対象外である交付金化・スリム化の対象事業については、影響額が不明のため現行ベースで見込む。

推計結果

(単位：億円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
県 税	9,354	9,500	10,600	11,050	11,400
地 方 交 付 税	1,200	1,100	1,000	900	750
県 債	1,355	1,400	1,400	1,400	1,400
そ の 他	3,886	3,600	2,500	2,400	2,400
うち国庫支出金	1,986	1,750	1,830	1,740	1,750
歳 入 合 計 A	15,795	15,600	15,500	15,750	15,950
人 件 費	8,068	8,300	8,450	8,350	8,300
うち退職手当	582	750	940	900	930
公 債 費	(1,287)	(1,400)	(1,650)	(1,900)	(2,050)
	537	650	900	1,150	1,300
介護・措置・医療関係費	1,405	1,500	1,600	1,750	1,850
そ の 他	2,244	2,300	2,500	2,450	2,450
義 務 的 経 費	(13,004)	(13,500)	(14,200)	(14,450)	(14,650)
	12,254	12,750	13,450	13,700	13,900
政 策 的 経 費	3,641	3,700	3,700	3,700	3,700
歳 出 合 計 B	(16,645)	(17,200)	(17,900)	(18,150)	(18,350)
	15,895	16,450	17,150	17,400	17,600

(注1) ()は臨時財政対策債の特別会計上分を公債費に含めた場合を示します。

(注2) 《 》は臨時財政対策債と同様に措置されるべき地方債相当額を公債費に含めた場合を示します。

財源不足見込額 C=A-B	100	850	1,650	1,650	1,650
---------------	-----	-----	-------	-------	-------

5年間計

5,900

この「基本方策」の目指すもの

【財政健全化の方向性】

本県財政を健全化するには、歳入の増加と安定化を図ると同時に、着実に歳出抑制を図ることで、財源不足を解消するだけでなく、構造的な赤字体質から脱却することが必要です。その方向性としては、

- ・ まず、柔軟性を欠いた歳出構造の改善が必要であり、義務的経費の大宗を占める人件費の総額抑制や県債依存度を低下させ、公債費を累増させないといった取組みが重要であると考えています。
- ・ また、本県自らが、地域経済の活性化等により税源の充実に努めて県税収入の増加を図るとともに、本県の事務量に見合った税源配分となるよう、国からの税源移譲を実現させていくことも重要であると考えています。

そこで、次に掲げた各項を目標とし、これに着実に取り組むことで、財政健全化の実現を目指すこととします。

(1) 財政運営全般

まず、中期財政見通しで見込まれた財源不足を確実に解消するとともに、実質収支の黒字を維持します。

平成 12 年度の「財政健全化の指針」による取組み以来、本県の実質収支は黒字で推移し、14 年度からは単年度収支も黒字を達成しています。赤字決算となれば翌年度の歳入でその赤字を補てんせざるを得ないなど、財政運営上、多大な影響を及ぼすことから、今後とも財源不足を確実に解消するとともに実質収支の黒字を維持していきます。

通常に確保できる歳入に見合った歳出規模としていきます。

過大な借金等を重ねて、無理な財政運営を続けていたのでは、財政健全化の実現は覚束ないものとなります。今後は収入を安定させる努力を重ねるとともに、県税を中心とした通常の収入に見合った歳出規模の実現を目指します。

「選択と集中」を旨に、より一層財源の重点配分を行います。

限りある財源を効果的・効率的に活用するため、「選択と集中」を旨に、県民生活への影響に配慮しながら施策・事業の優先度を見極め、より一層重点的な財源配分を行っていきます。

可能な限り基金造成を図ります。

景気変動による税収の急激な悪化や、将来、不測の行政需要の増加に直面しても、直ちに緊急事態に陥らずにある程度の対応ができるよう、一定規模の基金造成に努めます。

(2) 歳入構造の改善

国と地方の事務配分に見合った税源配分を実現します。

現在、「三位一体の改革」により、国から地方への税源移譲が進められていますが、国と地方の事務配分が4：6であることを考えると移譲規模は不十分であり、事務配分に見合ったものとなるよう、さらなる税源移譲を求めていきます。

中長期的な視点から企業誘致、産業活性化、雇用促進等を積極的に進めて県税の増収を図ります。

既存企業の県内再投資を促進するとともに、県外や国外から企業を誘致し、産業の活性化と雇用の拡大につなげることなどにより、県税収入の増収を図っていきます。

(3) 歳出構造の改善

義務的経費をできる限り圧縮するため、人件費の抑制、維持管理費等の節減を進め、公債費、税交付金等を除く義務的経費の比率を低下させます。

歳出構造の硬直化を緩和し、歳入の増減に柔軟に対応できるようにするには、義務的経費の比率を少しでも低くしていくことが肝要です。そこで、引き続き職員数の削減等により人件費の抑制に努めるとともに、指定管理者制度の導入、出先機関の再編等により維持管理費等の節減を進め、公債費、税交付金等を除く義務的経費の歳出に占める比率を低下させます。

公債費負担をできる限り軽減するため、県債の新規発行を抑制し、県債現在高を減少に転じさせるとともに、県債依存度を引き下げます。

今後増加が見込まれる公債費負担をできるだけ軽減するため、県債の新規発行額に限度を設定して引き続き抑制し、平成22年度以降、県債現在高を減少に転じさせます。また、県債依存度を方策期間中に引き下げます。

(4) 地域主権の実現等

国・県・市町村の役割分担を見直し、広域自治体としての県の役割・機能の純化に努めます。あわせて、民間活力の活用を図ります。

国・県・市町村のどこがその事務事業を担うことが最もふさわしいのか、という観点から、役割分担の適正化を図り、県の役割・機能の純化に努めます。あわせて、民間活力の活用を図ります。

「三位一体の改革」の趣旨に則り、より地域実態や住民ニーズを反映した事業展開を図ります。

「三位一体の改革」の進展に伴い、これまでの国の制度を前提とした事業展開を見直し、本県に真に必要な事業を再構築するとともに、地方公共団体の行財政運営に係る裁量権と自由度が拡大する方向であることから、地域の実態や住民ニーズを、より反映した事業展開を図ります。

財政健全化の具体的方策

～ 具体的方策の推進にあたって～

国・地方をあげて取り組んでいる「三位一体の改革」は、従来の中央集権型から地域主権型へと我が国の行政システムを大きく変革させる画期的な取組みであり、真の地域主権確立に向けた絶好の機会ではありますが、まだ緒についたばかりであり、先行きは不透明な状況にあります。

しかし、こうした中であっても、県民本位の行政を停滞することなく推進し、県としての責務を果たしていかなければなりません。

これからお示しする「具体的方策」では、まず、可能な限り「本県が独自に取り組む方策」により、着実な成果をあげるとともに、「地方税財政制度改革等の実現による方策」について、困難ではあっても、これまで以上に精力的に取り組むこととします。

この「具体的方策」に果敢に取り組むことで、県としての行政水準を確保しながら、多額の財源不足を解消することはもとより、「硬直化した歳出構造及び不安定、不十分な歳入構造」という本県の財政運営上の根本的な課題を解決し、真の財政健全化を目指します。

1 本県が独自に取り組む方策

【取組みの基本的考え方】

「本県が独自に取り組む方策」は、「財政健全化の指針」による取組みで、すでに目標を大幅に超えて達成していることから、さらに成果をあげるには、これまで以上の努力とともに、新たな取組みも求められます。

今後「三位一体の改革」が進むにつれ、より地方の主体的な財政運営が可能となることから、「本県が独自に取り組む方策」の重要性は一層増してきますので、不断の努力を続けることが必要と考えています。

(1) 一般施策経費の抑制

県民生活に密着する分野への影響に配慮しながら、引き続き一般施策経費の徹底的な見直しに取り組めます。

(単位：億円)

年 度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	計
財源確保額	(292)	180	180	180	180	720

(注) ()は、平成17年度当初予算編成における財政健全化への取組みであり、計には含まれていません。

施策・事業の見直し

平成 17 年度から県負担が導入された国民健康保険関係費をはじめ、今後、義務的な歳出である「介護・措置・医療関係費」が大幅に増加していく中で、「選択と集中」、「スクラップ・アンド・ビルド」を徹底し、より優先度の高い施策へ限られた財源を重点的に配分して、全体の歳出規模を拡大させることなく、県民ニーズに応えていくことが肝要です。

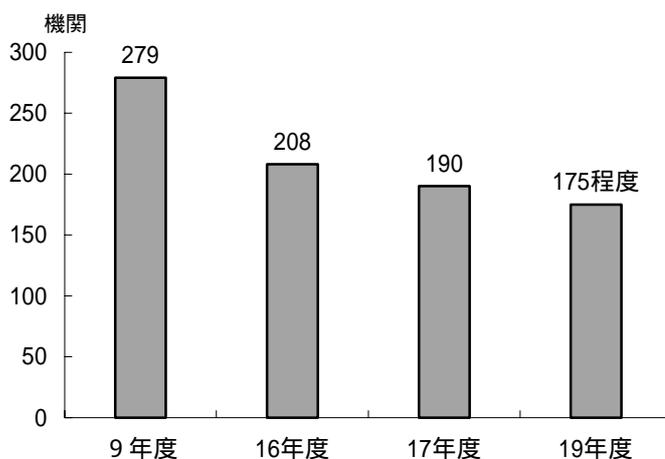
また、「三位一体の改革」の進展に伴い、これまでの国庫補助負担金を前提とした事業展開を見直し、さらに、国・県・市町村、民間のいずれが担うべき事業かといった視点で役割分担の適正化を図りながら、本県の限られた財源の中で真に行うべき事業を構築していきます。

県行政のスリム化

出先機関の再編

平成 9 年度当初に 279 機関ありました出先機関については、17 年度当初に 190 機関にまで再編してきましたが、今後とも「行政システム改革の中期方針」に掲げた目標に従い、19 年度当初には 175 機関程度に再編し、人員配置の効率化と維持管理費の抑制を図ります。

県出先機関数



内部コストの抑制

- ・ 庶務事務・経理事務については、これまでも集中化などにより効率化を図ってきましたが、今後、「総務事務センター方式」により、さらなる集中化を早期に実施し、一層の事務効率化と経費節減を図ります。
- ・ 「戦略的施設管理」として、既存施設の用途転用等による再配置や、老朽化の進む施設に対しては改修工事及び計画的な修繕工事により長寿命化を推進し、施設管理に係る全体的経費の節減を図ります。また、CO₂削減等に寄与し、併せて維持管理費の節減も図る「ESCO事業」の積極的な導入を図ります。
- ・ 旅費制度の見直しなど内部コストの削減を図ります。

民間活力の活用

指定管理者制度の導入

公の施設について、県民サービスの向上と管理運営の効率化を図るため、平成 17 年 4 月に「津久井やまゆり園」に指定管理者制度を導入するのをはじめ、その他 326 施設についても、18 年 4 月を目途として指定管理者制度の導入を進めます。

県施設の民間への移譲

県が自ら運営しなくても、適切なサービスの提供が可能な施設については、民間への移譲を進めます。

民間への業務委託等

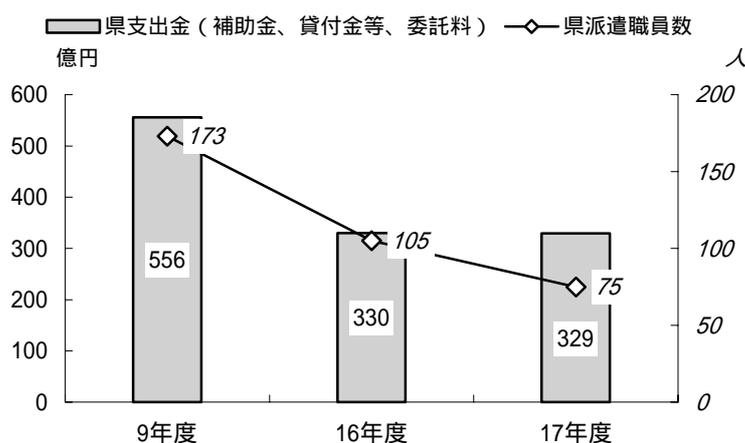
17 年 4 月から、郵送事務や本庁供用自動車運行業務の一部を民間に委託するなど、可能な限り民間への業務委託を推進し、業務の効率化を図ります。

第三セクターの見直し

すべての県主導第三セクターについて、改めて法人ごとの必要性や役割などを再検討し、類似性を有する法人との統合、役割の終了等に伴う廃止、県の関与の撤退や自立化の達成等について、法人等と検討・協議を行い、その実現に向けた取組みを進めます。特に、法人運営の自立化を促進するという観点から、県の財政的支援について、見直しを進めるとともに、県派遣職員の引き上げを行うなど、人的支援等も見直していきます。

< 目標 > 県主導第三セクターの統廃合、県関与の撤退・自立化の達成 2 割
(平成 15 年度当初比、19 年度当初まで)

県主導第三セクターへの県支出金と県派遣職員数の推移



(2) 人件費抑制の取組み

(単位：億円)

年 度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	計
財源確保額	(53)	160	180	180	180	700

(注) ()は、平成17年度当初予算編成における財政健全化への取組みであり、計には含まれていません。

職員数削減の継続的な取組み

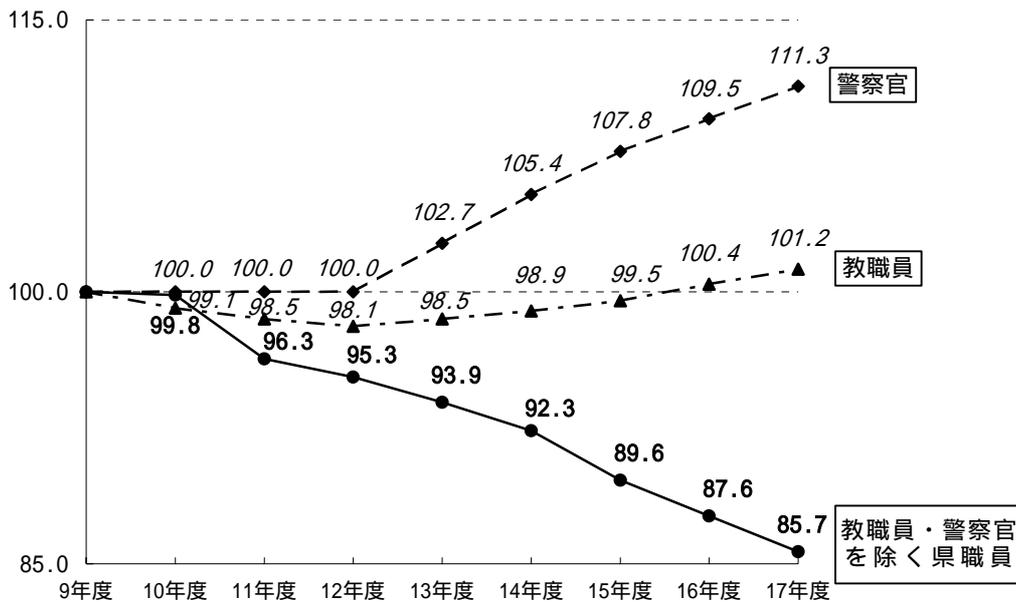
職員数の削減については、平成9年度からの行政システム改革の取組みの中で積極的に推進し、16年3月に新たに策定した「行政システム改革の中期方針」では、19年度当初までに「知事部局職員数の1,000人削減。他任命権者も同一の歩調で削減(15年度当初比)」の目標を掲げ、16年度には、知事部局250人の削減を行いました。その結果、職員数の削減はこの7年間で知事部局で1,831人、教職員・警察官を除く県職員全体では2,440人となりました。

17年度においても、出先機関の再編や民間活力の活用などにより、知事部局と病院事業庁で合わせて320人の削減を行うとともに、今後とも「行政システム改革の中期方針」に掲げた削減目標の達成に向け、着実に取組みを進めます。

なお、教職員についても、県単独配置分についてさらなる削減に向けた取組みを進めます。

条例定数の推移

(平成9年度を100とした場合の指数)



(注) 教職員は、県立学校の教員及び市町村立学校の県費負担教職員を示します。

人件費の総額抑制

これまで、平成 10 年度以降、期末・勤勉手当の削減（10～11 年度）や給料の削減措置（12～16 年度）、期末・勤勉手当の支給割合の引き下げなどを行うとともに、退職手当についても 16 年 1 月から支給水準を引き下げるなど、人件費の総額抑制に努めてきました。こうした取組みの結果、国家公務員の給与水準を 100 とした県職員の給与水準は 10 年度の 105.1 から 16 年度には 99.6 に低下しています。

17 年度では、12 年度から行っている管理職の給料の削減措置を継続するとともに、17 年 1 月からは退職時の特別昇給を、18 年度からは勤続表彰時の特別昇給をそれぞれ廃止するほか、昇給停止年齢を順次引き下げ 21 年度には 55 歳にします。

今後とも、財政状況に応じ、なお一層の人件費抑制への取組みを進めます。

また、各種手当の見直しや勤務成績をより反映した給与制度への転換を図るため、勤勉手当や昇給制度の見直し等を検討するとともに、職員の意欲と能力をより活かす人事制度の充実に取り組みます。

(3) 県債の新規発行抑制と後年度負担の軽減

県債の新規発行の抑制

県債には、世代間の負担を平準化する機能があり、財政運営には欠かせないものですが、後年度の負担という観点からは、安易な発行を控えなくてはなりません。本県では、中長期的な目標として、県債の新規発行額を自主財源の 10% 以内に抑制することとし、当面は毎年度の新規発行額の上限を 1,400 億円として、抑制することとしています。

また、これらの目標に加え、県債の歳入総額に占める割合（県債依存度）を低下させ、平成 22 年度以降の県債現在高の減少を目指します。

後年度負担の軽減

これまで、極めて厳しい財政状況が続く中で、緊急避難措置として、銀行等引受債の満期一括償還元金の積立率を 1.6% に抑制してきました。その結果、16 年度末では、積立不足額が約 1,070 億円にも達する見込みでしたが、16 年度中に「財政健全化へ向けた取組み」として 468 億円を積み増し、積立不足額の約 4 割を解消することができました。

しかし、なお残る積立不足額は、後年度の財政負担となりますので、今後とも毎年度の財政運営を工夫しながら、できる限りその解消に努めていきます。

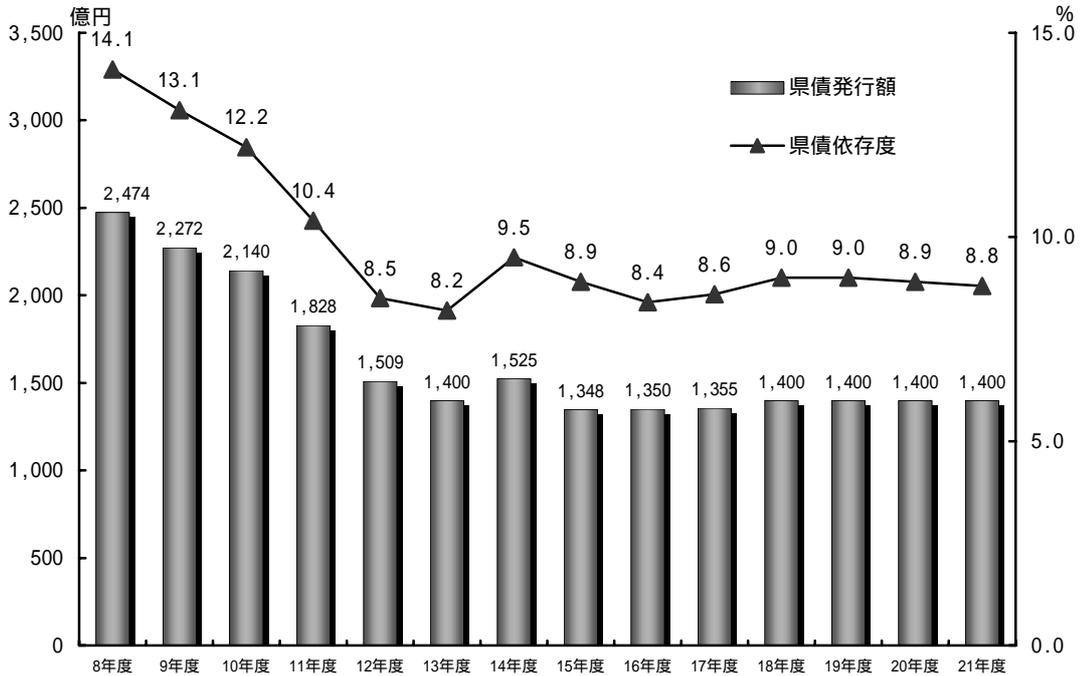
（参考） 今後の見込

（単位：億円、%）

年 度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
県 債	(1,355)	(1,400)	(1,400)	(1,400)	(1,400)
新 規 発 行 額	2,105	2,150	2,150	2,150	2,150
県 債	28,138	29,443	30,493	31,349	32,163
年 度 末 現 在 高	(8.6%)	(9.0%)	(9.0%)	(8.9%)	(8.8%)
県 債 依 存 度	12.7%	13.1%	13.2%	13.0%	12.9%

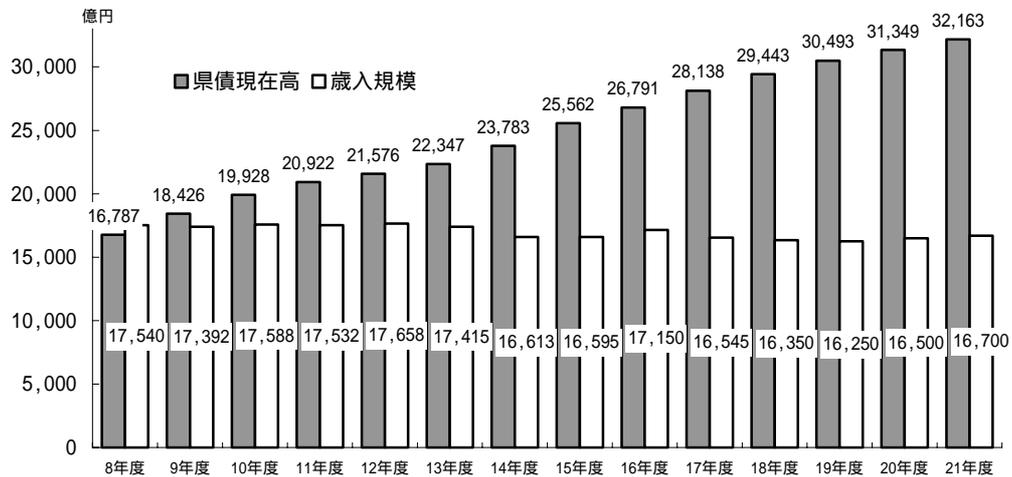
（注）（ ）は、臨時財政対策債及びそれと同様に措置されるべき地方債相当額を除いた場合を示します。

県債発行額の推移



(注) 平成 16 年度以前は最終予算額、17 年度は当初予算額、18 年度以降は推計額を示します。

歳入規模と県債現在高の推移



(注 1) 県債現在高は、平成 15 年度以前は決算額、16 年度は最終予算額、17 年度は当初予算額、18 年度以降は中期推計額を示します。

(注 2) 歳入規模は、平成 16 年度以前は最終予算額、17 年度は当初予算額、18 年度以降は推計額を示します。

(注 3) 平成 13 年度以降は、県債現在高、歳入規模ともに、臨時財政対策債及びそれと同様に措置されるべき地方債相当額を含めた場合を示します。

(4) 自主財源の確保

(単位：億円)

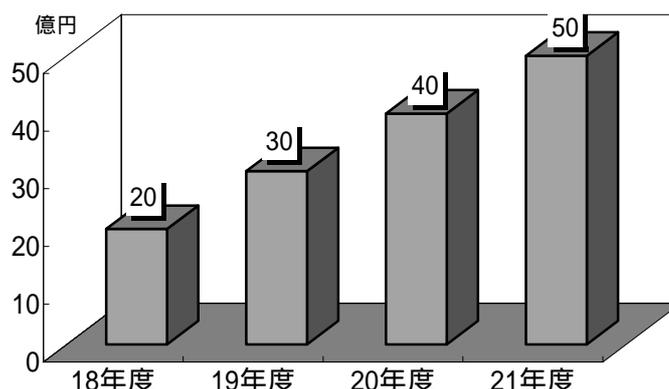
年 度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	計
財源確保額	(314)	350	360	350	320	1,380

(注) ()は、平成17年度当初予算編成における財政健全化への取組みであり、計には含まれていません。

税源の充実による増収増加の取組み

既存の税源だけで県税の増収を図るには、自ずと限界がありますが、本県では、「神奈川県産業集積促進方策（インベスト神奈川）」により、企業の設備投資や雇用に対する助成制度、融資制度及び税制面での優遇策を設けて、既存企業の県内再投資、県外や国外からの企業誘致を促進するほか、新産業創出に向けた取組みも強化して地域経済を活性化し、県税の増収が図られるよう、税源の充実に努めていきます。

企業誘致による増収効果



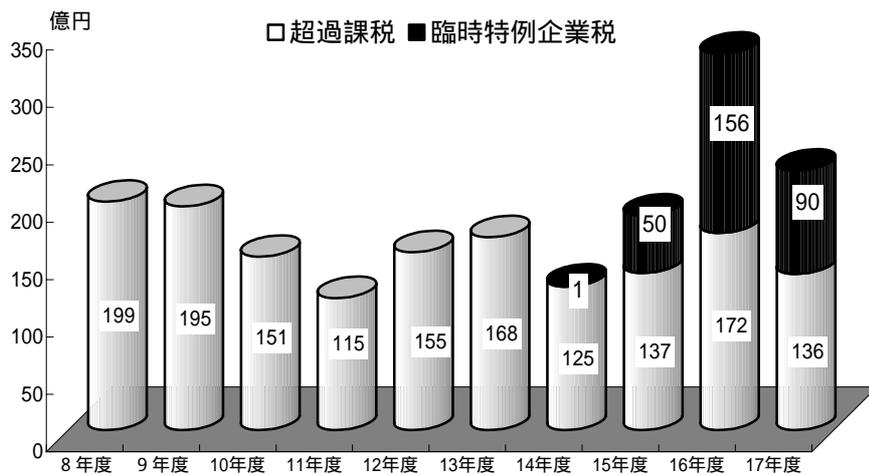
(株) 浜銀総合研究所による調査結果

課税自主権を活用した取組み

標準的な税率を超える税率で課税を行う超過課税制度は、全国的に広く実施されており、本県でも、昭和50年に法人の県民税に導入して以降、法人二税について、現在まで、活用目的を明らかにしながら、継続して実施しており、貴重な財源となっています。

本県では、地震防災対策など重点的に取り組まなければならない課題がありますので、今後の超過課税制度の活用について検討を進めていきます。

超過課税及び臨時特例企業税の推移



(注) 平成15年度以前は決算額、16年度は最終予算額、17年度は当初予算額を示します。

税収確保対策の強化

本県では、これまでも高額滞納整理について、専門の組織を設置して取り組むなど、様々な税収確保対策を実施してきましたが、今後とも早期課税や課税客体の掘り起こしなどに努め、税収確保に向けた取組みを強化していきます。

特に、個人県民税については、市町村から市町村民税を含めて徴収の引継ぎを受け、県が直接滞納整理を行うなど、市町村と連携した税収確保対策を行っていますが、今後とも、強力に徴収対策を進めていきます。

未利用県有地の売却

県有施設は、今後様々な観点で再編統合が進められ、新たな利活用が可能となりますが、県有財産は県民の大切な資産ですので、今後の利活用計画を見極めた上で、公的な利活用が見込めない場合には、財政状況に応じて、積極的な売却を図り、財源確保策の一助としていきます。

柔軟・多様な資金調達

地方公共団体の財政運営は、各年度毎に行われるのが原則ですが、歳入・歳出とも毎年度一様ではなく、財源不足額は年度毎に変動するとともに、対策できる財源も一定ではありません。

そこで、財政状況に合わせて、年度に縛られず、柔軟な資金調達を行い、複数年度を視野に財政運営を行うことも必要と考えています。

また、本県では、これまでも財政状況に応じて、リースバックや貸付債権の活用・資金化、長期貸付金の一括返納など、工夫を凝らした財源調達に取り組んできましたが、今後とも多様な資金調達に取り組めます。

2 地方税財政制度改革等の実現による方策

【取組みの基本的考え方】

地方公共団体が、真の地域主権の実現に向けて目指す方向は、自らの財源で、地域の実情に即した施策・事業を自ら判断・決定することです。

しかしながら、現在その主たる財源である税源の配分においては、国税が地方税を大きく上回っており、地方公共団体が担っている事務量に見合った税源配分が行われていない状況にあります。

本県が長らく厳しい財政状況から脱却できない要因の一つとしては、こうした地方税財政制度の歪みが根底にあると考えています。したがって、本県の財政健全化のためには、本県自らができ得る限りの努力を重ねることはもちろんですが、あわせて地方税財政制度改革を是が非でも実現していく必要があります。

国、地方をあげて地方財政の自立度を高めるため、「三位一体の改革」による税源移譲が進められていますが、国と地方の事務配分の現状を考えると、現在議論されている税源移譲規模では不十分であり、今後、より一層の移譲規模の拡大が必要であると考えています。

(1) 地方への税源配分を高める税制改革

(単位：億円)

年 度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	計
財源確保額	(-)	110	880	890	920	2,800

(注) () は、平成 17 年度当初予算編成における財政健全化への取組みであり、計には含まれていません。

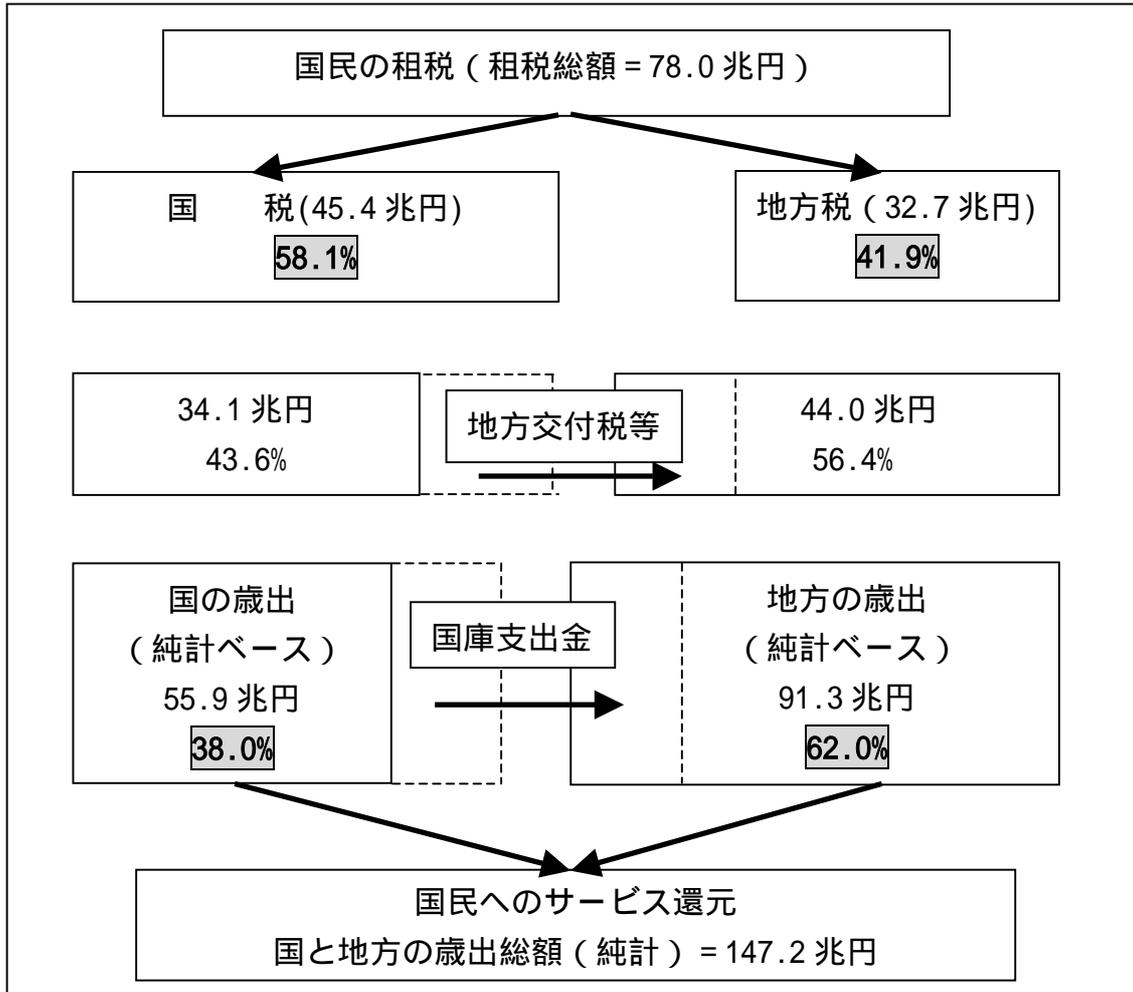
地方消費税率の引き上げ

地方税の充実を図っていくためには、税源の偏在が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築する必要があります。この点、地方消費税は、税収の偏在が少なく、また、安定性も兼ね備えた地方の基幹税としてふさわしい税目といえます。

そこで、地方消費税の税率を現行の 1% (国 4%) から 2.5% (国 2.5%) に引き上げることで、「三位一体の改革」による所得税から個人住民税への税源移譲分と合わせて、当面の目標である国と地方の税源配分 1 対 1 を達成することを、地方の総意として国に改革を求めているところです。

しかし、それでもなお、実際の事務配分は地方が国を上回っているという状況に変わりはありません。このため、実際の仕事量に見合うよう、地方の税源配分をより高めていく必要がありますので、地方の独自財源として、さらに地方分を 1% 引き上げることで、より安定的かつ普遍的な地方税源の充実・強化を是が非でも実現するよう、国に対して強力に働きかけていきます。

国・地方間の財源配分（平成 15 年度決算）

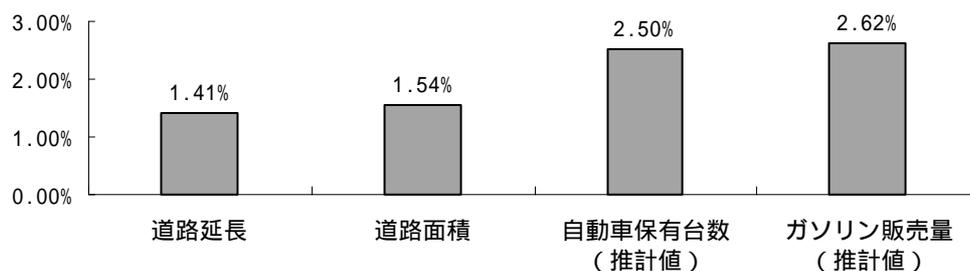


地方道路譲与税の譲与基準の見直し

地方道路税は、国税である揮発油税に合わせて徴収されており、道路延長及び道路面積を基準に、地方道路譲与税として、都道府県と政令指定都市に配分されています。本県は、数多くの自動車が道路を利用しているにもかかわらず、県土が狭いため道路延長、道路面積とも全国に占める割合が低く、その結果、税配分が少なくなる傾向にあります。

そこで、譲与基準については、自動車保有台数やガソリン販売量に変更するなど、税負担と道路の利用実態に見合った税配分となるよう、その見直しを求めています。

本県（横浜市及び川崎市を除く。）の占める割合（対全国）



(注1) 自動車保有台数は、平成 16 年 10 月末現在の保有台数から推計しました。

(注2) ガソリン販売量は、平成 15 年度のガソリン販売数量から推計しました。

租税特別措置、非課税措置の整理・合理化

国税の租税特別措置は、制度上、自動的に地方税にも適用される仕組みになっており、地方公共団体の判断が反映されたものではありません。そもそも、国の施策である租税特別措置と地方税とは切り離して考えるべきものでありますので、その影響を遮断するよう求めています。また、非課税措置についても、既に制度創設の目的が達成されたものもあることから、真に必要とされるものだけに絞り、その整理・合理化を求めています。

(2) 地方交付税制度の改革

(単位：億円)

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
財源確保額	(-)	50	50	50	50	200

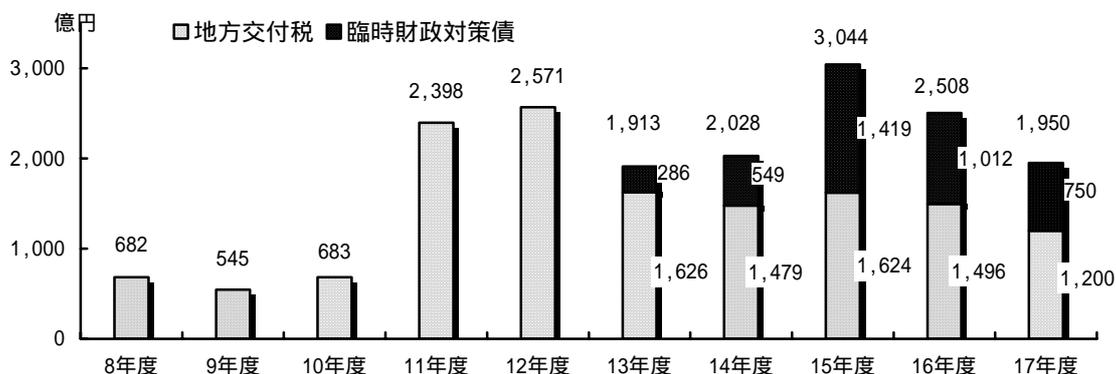
(注) () は、平成 17 年度当初予算編成における財政健全化への取組みであり、計には含まれていません。

大都市圏特有の財政需要の反映

本県は大都市圏に位置し、土地価格が高いなど、行政コストが割高になる特徴があるにもかかわらず、地方交付税の算定では、こうした経費が的確に算入されているとは言いがたいことから、確実に反映できるよう算定方法の見直しを求めています。

また、高齢社会の進展に伴い、今後、介護・措置・医療関係費などの財政需要の大幅な増加が見込まれるため、大都市圏の状況を踏まえた適切な算定が行われるよう、併せて国に求めています。

地方交付税及び臨時財政対策債の推移



(注) 平成 15 年度以前は決算額、16 年度は最終予算額、17 年度は当初予算額を示します。

臨時財政対策債に代わる地方財政制度の設定

国の地方財政対策上見込まれる地方財源の不足に対応するため、平成 13 年度以降、地方交付税の振替財源として、地方公共団体が発行することとされた赤字特例債である臨時財政対策債は、18 年度までが制度の期限とされています。

地方交付税の振替財源であることから、期限が切れる 19 年度以降は、本来、あくまでも地方交付税として確保されるべきものでありますが、少なくとも現行の臨時財政対策債の発行分を代替する財源措置が講じられるよう求めています。

(3) 国直轄事業負担金制度の廃止

地方負担の廃止

国直轄事業は、その事業が国家政策として行われており、その事業効果も一地方公共団体の区域を越えた広い範囲に及ぶものです。したがって、地域主権を推進し、国と地方の役割分担の明確化を図る観点から、国直轄事業負担金については速やかに廃止するよう求めています。

特に、国直轄事業負担金の対象とされている維持管理費については、本来管理主体が負担すべきものであり、地方公共団体に財政負担させることは極めて不合理でありますので、特段に、速やかな廃止を求めています。

(4) 政令指定都市の県費負担教職員制度の見直し

県費負担教職員給与の政令指定都市への移管

市町村立小学校等の教職員の給与費は、現在、都道府県が負担しています。

しかしながら、政令指定都市における教職員の任命権は政令指定都市が有しているため、給与負担者と任命権者が異なることとなり、人事や給与等の事務執行において「ねじれ」が生じている問題について、中央教育審議会でも議論されています。

本県としては、地域主権推進の観点からも、教職員の任命権とともに、教職員の給与費負担を政令指定都市に一元化することによって、県の関与が縮小され、政令指定都市が、自主的、主体的な教育行政を展開することが可能となることから、早期に制度見直しをするよう国に強く求めています。

3 財源確保見込み額

(単位：億円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
財 源 不 足 額	100	850	1,650	1,650	1,650	5,900

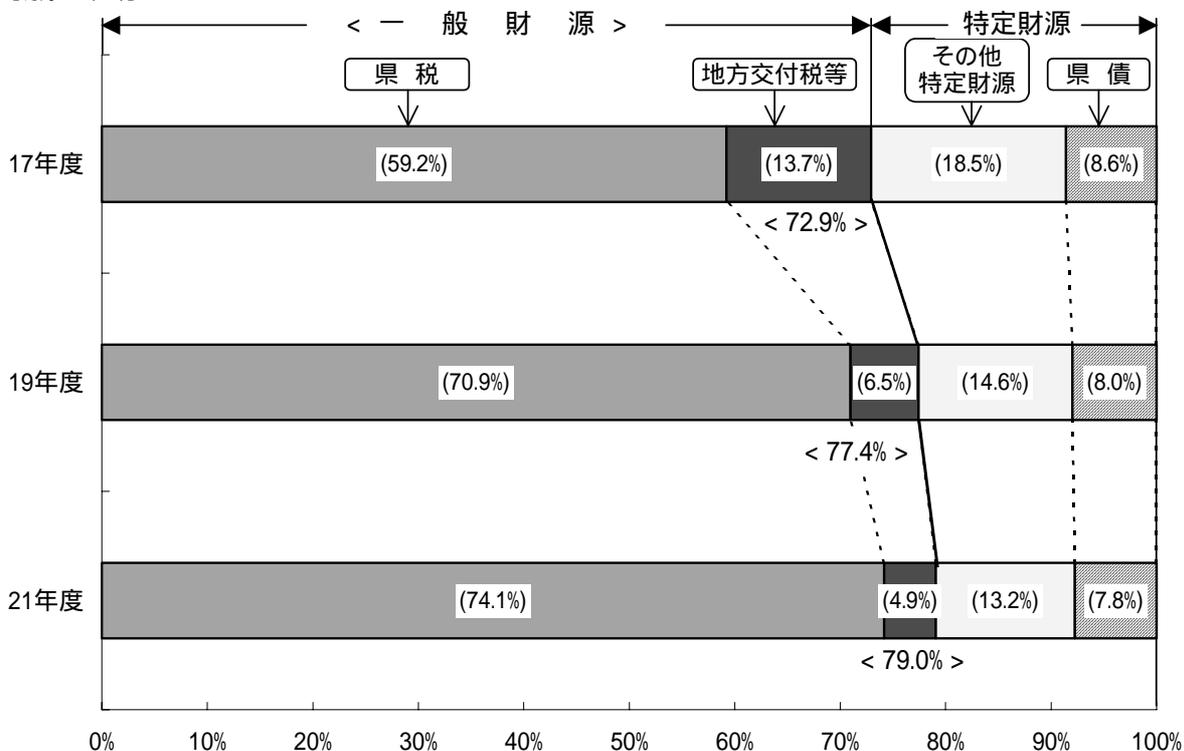
歳出の抑制	・一般施策経費の抑制 (施策・事業の見直し、県行政のスリム化、民間活力の活用、第三セクターの見直し)	別紙「平成17年度当初予算における財源確保の状況」参照	180	180	180	180	720
	・人件費抑制の取組み (職員数削減の継続的な取組み、人件費の総額抑制)		160	180	180	180	700
	計		340	360	360	360	1,420
自主財源の確保	・企業誘致による増収		20	30	40	50	140
	・法人二税超過課税の延長		170	180	190	200	740
	・不動産売却などによる自主財源の確保		160	150	120	70	500
計	350		360	350	320	1,380	
本 県 が 独 自 に 取 り 組 む 方 策 計		690	720	710	680	2,800	
地方税財政制度改革等の実現による方策計	・地方への税源配分を高める税制改革	110	880	890	920	2,800	
	・地方交付税制度の改革	50	50	50	50	200	
地方税財政制度改革等の実現による方策計		160	930	940	970	3,000	
財 源 確 保 額 合 計		(100)	850	1,650	1,650	1,650	5,800 (5,900)

平成17年度当初予算で見込まれる100億円の財源不足については、17年度内に効率的な執行や自主財源の確保に努めることで財源不足の解消を図っていきます。

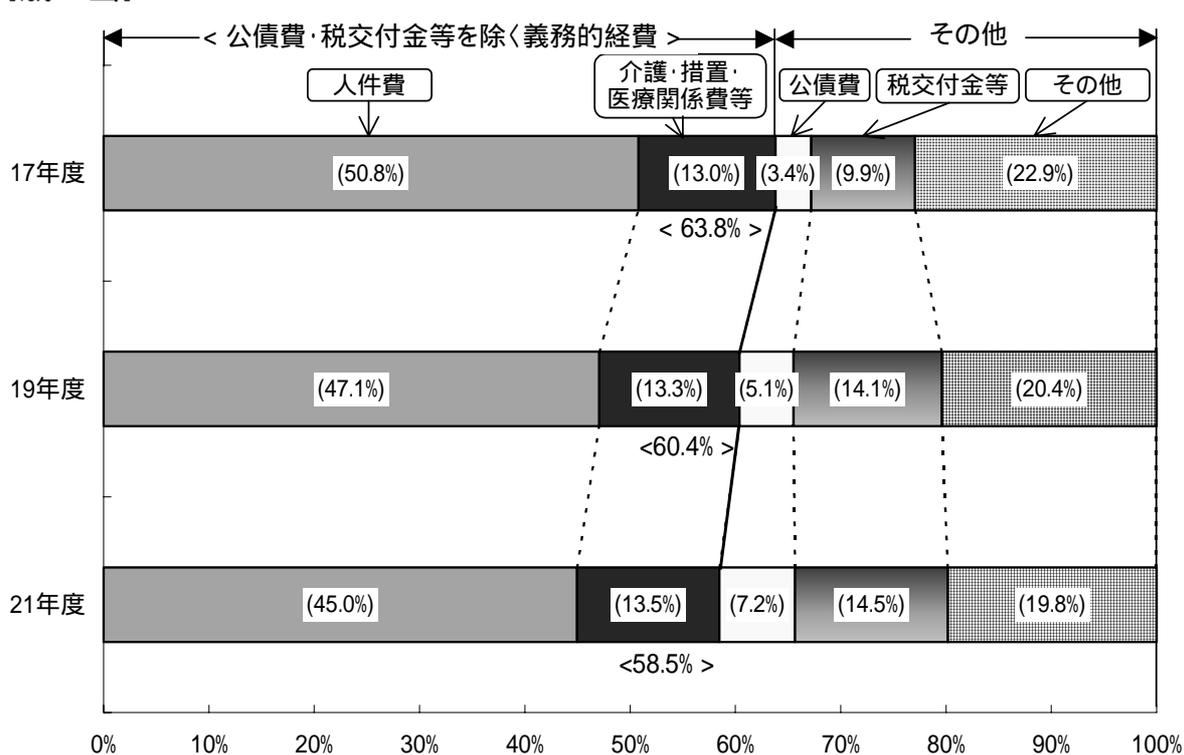
「財政健全化への基本方策」の取組み後の姿

この「基本方策」に取り組んだ後の主な項目の構成比は、次のとおりとなりますが、なお一層の歳入確保、歳出抑制に取り組むことで、財政構造のさらなる改善を目指します。

【歳入】



【歳出】



おわりに

この「財政健全化への基本方策」で示しました財源確保策には、本県の努力だけでは達成が難しい国の制度変更を伴うものもありますが、地方の事務配分に見合った税財源の確保を是が非でも実現する必要があるという観点で、税源移譲等を方策の一つとして位置づけています。

したがって、平成 19 年度以降の「三位一体の改革」の新たな動向が明らかになった段階で、改めて財政見通しを策定し、「基本方策」の内容を見直す必要も想定されます。そうした場合には、今回お示した、この「財政健全化への基本方策」も見直し、改訂する必要があると考えています。

今後とも、常に財政健全化へ取り組むという意識を持ち続け、これまで以上に強い決意でこの「基本方策」を実行していく必要があります。これからの 5 年間、全職員が一丸となり、協力し合いながら是非とも財政健全化を実現していきます。

平成 17 年度当初予算における財源確保の状況

(単位：億円)

平成 17 年度当初予算編成方針通知時に見込まれた財源不足額	A	750
--------------------------------	---	-----

財源確保の状況

項 目		財源確保額
16 年度からの 財 源 活 用	財政調整基金繰入金(16 年度積立分)	+ 32
	企業会計繰入金(繰入中止 繰入)	+ 142
県税(9,250 9,355)		+ 105
地方交付税(1,100 1,200)		+ 100
県債管理基金(一般会計)繰入金		+ 10
企業会計繰入金追加分		+ 68
不動産売却収入		+ 62
県債(1,400 1,355)		45
その他の変動要素		132
歳 入 の 確 保		B + 342
人件費(職員数の削減、管理職給料の4%削減等)		+ 53
公債費(臨時財政対策債の減に伴う増 100、利子等の減 63)		37
施策・事業の見直しによる抑制、査定減等		+ 292
歳 出 の 抑 制		C + 308
財 源 不 足 対 策 計		D = B + C + 650
差引年間財源不足額	平成 17 年度内の解消に努めます	E = D - A 100

【用語の説明】

義務的経費

支出が義務的で任意に削減できない極めて硬直性の高い経費で、本県では、人件費、公債費、介護・措置・医療関係費、税交付金等及び施設の維持運営費等を位置づけています。

義務的経費比率

歳出総額に占める義務的経費の割合を表します。この比率が小さいほど、財政の弾力性があり、新しい行政需要にも対応できるなど、柔軟な財政運営が可能となります。

一般財源

歳入のうち、用途が特定されてなく、自治体の裁量によって使用できる財源で、県税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、繰越金からなります。

一般財源比率

歳入総額に占める一般財源の比率を表します。この比率が高いほど、財政の柔軟性があり、施策事業の拡大を図ることなど、県が自主的な判断で行うことができる事業の自由度が高まると言えます。

経常収支比率

経常的経費（人件費、扶助費、公債費のように経常的に支出される経費）のために、経常的一般財源（県税、普通交付税のように経常的に収入される一般財源）がどれだけ充当されたかを表します。財政構造の弾力性を示す指標で、この比率が高いほど、財政構造の硬直性が高いと言えます。

県債依存度

歳入総額に占める県債の割合を言います。県債には、施設などを利用する将来の世代との間で負担の平準化を図る機能がありますが、この比率が高いほど、後年度の負担が大きくなります。

臨時財政対策債

国において、地方交付税の原資が不足したため、平成13年度から15年度の時限で地方交付税の振替財源として措置された赤字特例債ですが、引き続き国の地方交付税原資が不足しているため、18年度まで制度が延長されています。なお、本県では、これを通常の県債とは別に管理することとし、公債管理特別会計で計上しています。

神奈川県総務部財政課予算システム班

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

TEL 045-210-2262

FAX 045-210-8805

E-mail kenzenka.64@pref.kanagawa.jp